

## 農業信用保証保険基盤安定事業

【281(281)百万円】

### 対策のポイント

第三者保証人を徴求することなく債務保証が受けられるようにすることにより、農業経営に必要な資金の円滑な融通を農業信用保証保険制度の面から支援します。

### <背景／課題>

農業信用保証保険制度における第三者保証人（※）の徴求については、その軽減に努めることとしていますが、個人保証をめぐる昨今の情勢を踏まえ、基金協会が、これまで農業者等から第三者保証人を徴求して債務保証を引き受けていたような事案について、第三者保証人を徴求しない農業融資を促進することが必要です。

（※）第三者保証人とは、個人の場合は借入者本人以外の保証人、法人の場合は当該法人の代表者以外の保証人をいう。

### 政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

### <主な内容>

#### 農業信用保証保険基盤の強化

第三者保証人を徴求することなく農業融資の債務保証が受けられるようにするため、都道府県農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金に対して、保証（保険）引受に係る財務基盤を強化するための資金を交付します。

本事業を活用することにより、融資機関においても第三者保証人を徴求しない融資が可能となります。

#### 第三者保証人を徴求しない債務保証の概要

##### (1) 対象者

農業信用基金協会の債務保証を利用する農業者等

##### (2) 対象資金

農業資金（融資機関において、第三者保証人を徴求しないものに限る。）

##### (3) 対象融資機関

農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用組合など

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171）]